

反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらを排除するため、以下の方針を定め遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対して、組織全体で対応するとともに、役職員の安全を確保する体制を整備します。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力への対応に備え、平素より警察、弁護士、暴力団追放推進センターとの連携を図ります。

3. 取引を未然防止を含めた一切の関係の遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力からの不当要求に対して、民事と刑事の両面から法的対抗措置を行ないます。

5. 不適切な取引、便宜供与、資金提供の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して、不適切な取引、便宜供与、資金提供など絶対に行ないません。

制定 平成22年6月14日

改正 平成24年4月 1日